

事業主の皆さまへ

職場内で
回覧をお願い
します。



けんぽだより

2020

3月

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所様は健康保険組合等にお問い合わせください。

令和2年度 協会けんぽの健診のご案内

生活習慣病予防健診（被保険者様）のご案内

一般健診は、肺がん・胃がん・大腸がん検診がセットになったお得な健診です。

令和2年度生活習慣病予防健診のご案内は、3月下旬頃に事業所様へお送りいたします。

※生活習慣病予防健診の詳細については事業所様にお送りするパンフレット（右図）又はホームページをご確認ください

令和2年度から協会けんぽへの申し込み手続きを廃止したため『申込書』はなくなりました。
なお、**健診機関への予約は現行どおり必要ですのでご注意ください。**

《一般健診の場合》

健診費用の総額：最高 18,865 円／人

自己負担額：最高 **7,169 円** (税込)
(一人あたり最高 11,696 円の健診補助)

■40歳～74歳の特定健診(被扶養者様)のご案内は、4月以降に被保険者様の住所へお送りいたします。



健診の受診率は、インセンティブ(報奨金)制度の指標となっております。

健診を受けていただくことで、協会けんぽ千葉支部の健康保険料率を下げる力につながります。

❖ さらに便利になった、生活習慣病予防健診をぜひご利用ください。 ❖



時間帯によっては電話がつながりにくい場合がございます。
ホームページにも健診の情報を掲載しています。

協会けんぽ 千葉



お問い合わせは健診専用ダイヤルへ

TEL 043-308-0525

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

令和2年3月分(4月納付分)より健康保険料率・介護保険料率に変更されます！

令和2年2月分(3月納付分)まで

令和2年3月分(4月納付分)から

健康保険料率(千葉支部) 9.81% → 9.75%

介護保険料率*(全国一律) 1.73% → 1.79%

*40歳~64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には健康保険料率に介護保険料率が加わります。

⚠️ 健康保険証が使えるのは退職日までです！

退職後に健康保険証を使用した医療機関等への不適切な受診(資格喪失後受診)が健康保険料率上昇の原因となっています。平成30年度の資格喪失後受診は協会けんぽ全体で約39億円、千葉支部では約1億5,000万円(健康保険料率が約0.01%上昇)が発生しています。

資格喪失後受診発生
防止のため、
事務ご担当者様へお願い

- 退職日までに、健康保険証をすみやかに回収してください。
- 現在お使いの健康保険証は「退職日の翌日、扶養から外れる日から無効」となることをお伝えください。
- 退職後に健康保険証を使用してしまうと後日、医療費を返還しなければならぬことをお伝えください。

~退職される方がいましたら、以下の記事もご案内ください~

退職後は健康保険の加入手続きが必要となります！

退職後の健康保険加入については以下のとおりとなります。

保険料などを比較のうえ、ご自身で新しい健康保険への手続きをお願いいたします。

*退職日の翌日から事業所に就職される方は勤務先から健康保険加入手続きをしてください。

国民健康保険

加入する世帯の人数や前年の所得等によって決定
※離職理由により保険料が軽減される場合があります

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課

ご家族の健康保険(被扶養者)

なし
※被扶養者の保険料負担はありません

家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たしていること
※ご家族の勤務先にお問い合わせください

ご家族の勤務先

協会けんぽの任意継続

退職時の健康保険料の約2倍
※金額には上限があります

- 退職までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内の手続き

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

任意継続健康保険の手続きについて詳しくはこちら



協会けんぽの船橋・市川年金事務所出張窓口(4月の開設日)

船橋年金事務所出張窓口

(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

令和2年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

市川年金事務所出張窓口

(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)
※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

令和2年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



メルマガ登録はこちら▶



ホームページ

協会けんぽ千葉

検索

*松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日(祝日を除く)まで開設しております。 開設日

協会けんぽ年金事務所 出張窓口 開設時間 AM8:30~12:00 PM1:00~5:15 ※AM12:00~PM1:00は不在となります。